

第7期第5回練馬区障害者地域自立支援協議会および
第4期第5回練馬区障害者差別解消支援地域協議会
議事録

- 1 日時 令和7年11月27日（木）午後9時30分～正午
- 2 場所 区役所 地下多目的会議室
- 3 出席委員 森山委員、的野委員、森委員、山岸委員、林田委員、大江委員、遠山委員、松本委員、小岩委員、千葉委員、山本委員、薬袋委員、長濱委員、上野代理（益子委員）、山崎委員、田崎委員、石井委員、高橋委員
(以上18名)
※欠席委員 轆田委員、佐藤委員、田中委員、亀田委員
亀井委員、緒方委員、齋藤委員
- 4 傍聴者 1名
- 5 議題
- 第1部 第7期第5回練馬区障害者地域自立支援協議会
- (1) 練馬区障害者計画（一部改定）・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の取組状況について（令和6年度実績）
- (2) 次期練馬区障害者計画・第八期障害福祉計画・第四期障害児福祉計画の策定体制について
- (3) 専門部会からの報告
- (4) 日中サービス支援型グループホームについて
- (5) その他
- 第2部 第4期第5回練馬区障害者差別解消支援地域協議会
- (1) 区における障害を理由とする差別に関する相談について
- (2) その他

【第1部 第7期第5回練馬区障害者地域自立支援協議会】

○会長

第7期第5回練馬区障害者地域自立支援協議会、第4期第5回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。

早いもので次期計画の策定の時期に入りました。については、本日も充実した審議ができればと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次第に沿って、まず第1部、第7期第5回練馬区障害者地域自立支援協議会の議事を進めさせていただきます。練馬区障害者計画（一部改定）・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の取組状況について、令和6年度実績として、資料1が出ておりますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（障害者施策推進課長）

資料1の説明

○会長

ありがとうございました。
ただ今の説明につきまして、ご意見やご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○委員

以前にもお伺いしたような気もしますが、視覚障害者や車いすに乗られている方には同行援護というのがありますが、その資格取得に対する援助について、区でどのようにしているのかをお伺いしたいです。同行援護の中には、郵便物の代読や銀行での代筆なども含まれてきますので、研修費などをどのように考えていらっしゃるのかをお伺いしたいです。介助者の人数が多い方が私たちも安心して受けることができるし、そのことで社会参加が強くなっていくというように思っていますので、お聞かせいただければと思います。

○障害者サービス調整担当課長

同行援護の、いわゆるガイドヘルパーにつきましては、数の問題もあるというお声もいただいております。ガイドヘルパーになるためには、研修を受ける必要がありますが、その研修の助成費として、令和7年度から研修を受けた方で、かつ区内の事業所に勤務している方について、研修費を助成させていただく事業を開始いたしております。同様に行動援護のヘルパーさんや、移動支援のヘルパーさんにつきましても、研修を受けられた方に対して、資格取得の助成を令和7年度から始めているところでございます。以上でございます。

○委員

具体的な数字をお教えいただけますでしょうか。

○障害者サービス調整担当課長

補助の限度額といたしまして、研修には一般課程と応用課程がございますが、そのうち一般課程は3万7,000円まで、応用課程は2万8,000円まででございます。それでは研修費は貯えるような金額に設定してございます。以上でございます。

○会長

引き続き何かご意見等ございますか。

○委員

2点お伺いしてもよろしいでしょうか。1点目は、16ページの地域生活支援拠点についてです。令和8年に多機能型が1カ所増えると記述がございます。しかし、コーディネーターの配置について令和6年度の実績が24人であるのに対し、令和8年度目標が4人になって少なくなっている理由を教えてください。

2点目は、自立生活援助についてです。こちらに関しては、目標が2桁台になっており、令和6年度の見込みは13人という記述もございます。2ページの自立生活援助の事業者が現在0事業所と記述がありますが、令和6年度の実績は1人ということになっており、ここはどういうところが支援をしたのか教えていただきたいです。以上2点、どうぞよろしくお願ひいたします。

○障害者施策推進課長

まず1点目、多機能型拠点の地域生活支援拠点のコーディネーターの人数についてですが、たしかに8年度目標値が4人で6年度実績が24人と記述がございます。しかし、こちらは決して減るということではなく、もともと4人を目標にしていたところ、実績の数がそれを大きく超える人数だったということです。むしろ、さらに目標を超えた数字を目指していくというものですので、ご安心いただければと思います。

2点目に自立生活援助でございますが、こちらは昨年度途中で1カ所閉鎖した事業所の数字が換算されていると考えていただければと思います。また、今年度に入り、新たに1カ所できましたので、そこが伸びていくかなとも思われます。自立生活援助、地域生活を支えるという意味では、もともと練馬区の事業所数としては1桁台で、決して多くはないですが、保健相談所や地域生活支援センターなどが、地域生活を支える同様の支援をしてきたというところでございます。そういう意味では、こちらのサービスの利用の有無にかかわらず、地域生活を支えるということは支援してきたというところの実績だと思います。以上でございます。

○会長

その他に何かございますでしょうか。

○委員

質問ですが、5ページに就労支援の充実についてという項目がございます。ここに記述のある内容とレインボーワークとの関係性をお伺いできればと思います。

○障害者施策推進課長

レインボーワーク、正式名称は練馬区障害者就労支援センターとの関係についてですが、こちら社会福祉協議会の機関、組織ではございますが、練馬区と連携してこれらの取組を実施しております。こういった実績については、レインボーワークのさまざまな取組によって伸びているものが多数ございます。例えば、一番上の就労期間等による就労支援の、「等」の中にはレインボーワークも含まれてございますし、先ほどご説明した下のほうの福祉的就労の共同受注というのは、さまざまな企業などから発注を受けて、B型事業所とかで作業をお願いするという事業で、その共同受注の窓口となっているのもレインボーワークでござ

ざいます。ですので、ここに記載のページは、レインボーワークが取り組んだものというのが多数あるというふうにお考えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長

その他に何かございますでしょうか。

○委員

私どもの会は、障害のある子どもを育てている親の会です。

近年、重症心身障害者に対応したグループホームが増加し、当会の会員でも入居者が徐々に増えています。

現在、区内のグループホームを利用している、ある家庭の事例を紹介します。このご家庭は父一人子一人の家族構成で、お子さんは医療的ケアを必要としない重症心身障害者です。現在入居している施設は、土日に帰宅しなければならないという条件がありますが、お父様が末期がんを患い、ご自身での介護が困難な状況に陥っています。

このように、保護者の高齢化や病気などにより、週末の帰宅が困難になるケースは今後も増加することが予想されます。日中サービス支援型グループホームにおいて、土日祝日も継続して支援を受けられる体制の構築が必要です。練馬区におかれましても、こうした体制整備へのご支援をお願いします。

また、重症心身障害者は加齢に伴い身体機能の低下が著しく、将来的に医療的ケアが必要となる可能性が非常に高いのが現状です。そのため、長期的に医療的支援が確保される「療養介護型」の入所施設が、家族にとって最大の安心材料となります。

練馬区における三原台の施設整備計画は、私たちが待ち望んでいたものです。この計画が確実に実施され、重症心身障害者が将来にわたって安心して生活できる環境が整うことを願っております。

○障害者施策推進課長

今、お話をございましたが、グループホームの中には、例えば土日に帰宅するというところもあるということは伺っております。日中サービス支援型というお話をありましたけど、まさにこの後報告させていただく案件で、区内にも日中サービス支援型、日中もそのグループホーム内でサービスを提供しますというグループホームができるというお話をございます。それ以外にも、土日もグループホーム内で過ごせるところもございます。ただ、まだまだ重度に関しては少ないというところがございますので、こちらも次の計画の中で、引き続き整備計画は考えていくたいと思っております。

2点目の医療的ケアの方々の、特に入所施設について、資料にも三原台の施設を書かせていただいていますが、引き続き事業者と協議しながら着実に進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○会長

個別の事情に対して、サービスで柔軟にサポートしていくとなると、人材の確保の問題が起こってきます。そのあたりをどう対応していくのか、体制を作っていくのかという意味では計画が重要になってくると思われます。そうしてサービスの充実が図られる手掛けかりになると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員

17 ページの障害児支援の提供体制の整備等のページについてです。児童発達支援センターの目標が2カ所とあり、6年度実績が2カ所とあります。2カ所について、1カ所は光が丘、あとはどちらになるのでしょうか。

○障害者サービス調整担当課長

2カ所につきましては、1カ所は委員がおっしゃった光が丘のこども発達支援センターで、2カ所目が富士見台にあります、聴こえことばの教室でございます。そこは主に難聴児の方の支援をしているところでございます。そこで2カ所でございます。以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、引き続き次の議論に入らせていただきます。次期練馬区障害者計画・第八期障害福祉計画・第四期障害児福祉計画の策定体制について、資料2が出ております。事務局から説明をお願いします。

○障害者施策推進課長

資料2の説明

○会長

ありがとうございました。この件について、何か質問ございましょうか。

○委員

専門部会に障害当事者を入れていただくことには大変うれしく思っております。やはり当事者じゃなければならない発言というのもございます。その一方で、主に知的障害の人は自分の体験したことでないと、なかなか意見を伝えることはできません。そして、事前にいろいろと、次回こういう話をするよと、事前にしっかりと説明をしていただく。つまり経験をしていることと、しっかりと事前に説明をしてもらう、そういう配慮がないと、なかなか、ただ出ているということになりかねないので、その点をしっかりと工夫していただければと思います。以上です。

○障害者施策推進課長

貴重なご意見ありがとうございます。私どもも、やはり障害当事者の方に入っていただけるような、合理的配慮は非常に重要だと考えてございます。私ども、先ほども実績のところでお話ししましたけれども、意思疎通の条例を制定した時も、知的障害の方々にも入っていただきながら進めてまいりました。その際には、資料の内容や事前の説明など、さまざまな工夫をさせていただきました。そういう経験も踏まえて、今回も皆さんに参加して、ご意見いただけるような仕組み、また介助者も付けられるような仕組みを考えてまいります。

○会長

これも事務局を務める運営されている方々の工夫や配慮というのがとても大事なことです。ただ当事者が参加しておりますではなく、実質的にいろいろな意見を伺って、それが施策に反映できるような策ができると良いと思います。それは一つ、事務局のお立場である方のご配慮をよろしくお願ひする次第でございます。

その他に何かございますでしょうか。

○委員

2点お伺いしたいです。1点目が、障害当事者の方についてです。精神障害の方の場合、関係者がその場にいたりすると発言をすることがなかなか難しかったりします。特にピアスタッフ、ピアソポーターなどの場合だと、たすき掛けプロジェクトという形で、違うエリアで話をすることがよくあります。なので、この当事者は、練馬区民の方をイメージされているのか、それとも他区の方、もしくは支部の方みたいなことでイメージされているのか。それによってもどういったことを発言していただくかで変わってくるかなと思ったので、ちょっとお伺いできればと思います。

もう1点はスケジュールのところで。令和8年の8月、9月に自立支援協議会の意見書の提出があるんですが、練馬区議会や予算編成の関係上、このタイミングで意見書を出しても計画のほうに反映されないのではないかなど思ったりするのですが、そういうスケジュール感についてはいかがでしょうか。お願ひいたします。

○障害者施策推進課長

1点目についてですが、私どものイメージとしては、やはり練馬区の施策について、思っていることや困っていること、今後こうして欲しいこととかをお話ししていただきたいなと思いますので、練馬区のお住まいの方にお願いしたいと考へてございます。今、いただいたようなご意見を踏まえて、先ほどの委員のご発言にもつながると思いますけれども、どういった形であればご発言しやすいのかということは、皆様からもアドバイスをいただきながら考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

2点目、スケジュールでございます。おっしゃるとおり、私どもは予算編成となると、8月頃からスタートいたします。翌年度ということであれば、確かにギリギリなところもございますが、決して間に合わないわけではございません。3年間の計画でございますので、そのさらに翌年、10年度以降にも反映できますし、当然議論の経過の中で、我々も参加させていただきますので、その中で9年度の予算編成に反映すべきものがあれば、意見書をつくっていくプロセスと並行しながら予算編成ということも当然できるかなと思います。そういったことは、同時に併せて検討してまいりたいと存じます。スケジュールとしては9年の3月の策定を目指していくと、大体これでもギリギリなのかなと思っているので、こういったスケジュールで進めさせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員

単純にですけれど、であれば、逆にこれを前倒しするということは検討されないのでしょうか。専門部会、全体会の開催、意見書の提出を、単純に2～3ヶ月ずつずらしていけば、それで間に合わせることは可能になってくるのかなと思いますけれども。

○障害者施策推進課長

ご意見ありがとうございます。事務局の準備もございますので、可能な範囲で頂いたご意見について、検討したいと思います。全体のスケジュールの中で、様々、こちらの府外組織だけではなくて、府内の組織も含めてこれらを策定していくところもございますので、そういったものを調整して、スケジュールをまた検討させていただきたいと思います。ご意見は承りました。ありがとうございます。

併せましてもう1点です。こちらのほう、自立支援協議会の意見書とも別に、障害者施策部会、各障害者団体にヒアリングなども実施してまいりますので、そういったことも含めて、次期計画、次期予算編成についても同時並行で考えてまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○会長

その他に何かございますでしょうか。
それでは、次の議題に移らせていただきます。専門部会からの報告について、資料3が出ております。事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料5（権利擁護部会の活動報告）の説明

○委員

資料5（地域生活・高齢期支援部会の活動報告）の説明

○委員

資料5（相談支援部会の活動報告）の説明

○委員

資料5（地域包括ケアシステム・地域移行専門部会の活動報告）の説明

○会長

ありがとうございました。それぞれの専門部会から報告をいただきました。大変内容が豊かな内容でございますので、この情報をどういう形で次のステップに反映させるかという、そういう意味でも大変豊かな報告を短い時間の中でしていただいたことに感謝いたします。

それでは、この各専門部会に参加されている委員もございますし、他の専門部会についてお聞きしたいというご意見もおありかと思いますので、補足意見等々、よろしくお願ひをいたします。

○委員

一つ教えていただきたいのは、相談支援部会の18歳問題についてです。障害児福祉サービスから障害者福祉サービスへの移行時の情報共有に課題があると書いてございますが、この課題というのと一体どういうことでしょう。例えはどういうことでしょうか。教えてください。

○委員

こちらの相談支援部会のほうでは、事業所から出たご意見としては、例えば親御さんのほうに情報を託されて、学校のほうにいろいろ細かい情報がでてこないことがある。支援する側としては、ご家族の意見、ご本人の様子、あと支援者がどういう風にやっているかという情報も欲しいなというのが特にあるので、そういうのも学校とかなかなか疎遠になってしまふと難しい。また、そういう場のところに障害児のサービスが参加しない場合も多くあったりするので、やはり障害福祉サービスと教育の2つのところから情報をいただけるような形で、今後者の方に移っていく。

あと、やはりこども発達支援センターはすごく頑張っていただいて、専門性を生かしてやっていただいているんですけど、どうしても18歳で終了してしまうので、その次に者に移っていく時に、どうしても一回そこで切れる。そして、相談支援と障害福祉サービスが切れてしまうところで、大きくそこの引き継ぎというのが、起きてしまうのでそこに課題があるという意見が出ていました。

○委員

こども発達支援センターが全て計画を作っているわけではないので、やはりそういう障害児の相談をしているところにもしっかりとこの情報を伝えていただきたい。また、学校側には個別支援計画があるので、それを基に、この人にはど

ういう支援が必要かとか、どういうサービスが必要かとか、そういったことも含めて、包括的に移行時の支援をスムーズにしていただければなというふうに思いました。ありがとうございます。

○障害者施策推進課長

今、委員や所長のほうからもお話がありましたが、やはり障害児と障害者、児童福祉法から障害者総合支援法に法律も変わるところで、どうしてもサービスの相談支援について変わってくるなどの切れ目が生じてしまう。また、サービスも放課後デイから生活介護のところに変わってくると、さまざまな切れ目が生じてしまうというところがございます。ここの18歳の壁というのは一番象徴的なところではございますけれども、サービスの切れ目、ライフステージに応じたサービスの切れ目をいかにくすか、いかにスムーズにつないでいくかというところは、私ども障害施策を進めていく上で非常に重要だと考えてございます。

今、お話ありましたように、18歳のところであれば、児童の相談支援事業所からの大人のところのつなぎであるとか、学校から生活介護とかのつなぎであるとか、私ども区立生活介護事業所であれば、学校と連携してさまざまな引き継ぎというのを実施しております。そういったところがしっかりとよりできるよう、制度の切れ目が支援の切れ目にならないようにというところは、我々も今後も心掛けて取り組んでまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○会長

この問題は、あらゆる領域で起こっています。先程、包括的という言い方をして、包括的支援体制とありましたが、そうすると分野別、それから行政と当事者団体などをどうつないでいくかというのが、計画において大事なポイントだと思いますので、大事なご指摘をいただきました。ありがとうございます。ぜひこれから検討にもご発言を踏まえて運用いただきたいと思います。

その他に何かございますでしょうか。

○委員

地域生活・高齢期支援部会の活動報告の中で気になったところがあります。回答があるかどうかは別として、質問させていただきます。同行援護という形は、ドア to ドア、ドアに迎えにきて、ドアの前で別れるというようなシステムになっています。今、高齢者の視覚障害者もかなり増えており、練馬区もそうでしょうが、増えてきている実態があります。

その中で、例えば家の中に、冷蔵庫にしまうという作業については、冷蔵庫は部屋の外にはないので、どうしても入るしかないんですよね。これは認めているのかどうか分かりませんけど、難しいんです。多分駄目だと言われちゃうと思います。だったら、ホームヘルパーがあるじゃないかと言われるけれども、ホームヘルパーはその人の障害の状況によって面倒の見方が違ってくるわけです。だ

ったらどこか手伝ってくれる、あるいは話を聞いてくれる場所が一つはほしいなと思っています。

例えば、4つの障害者地域自立支援センターがあると思います。そこではなかなか具体的な支援になると、例えば郵便物を読んでほしいとか、そういうのはなかなか難しいんです。高齢になってくるほどそういう支援が欲しいんですけど、難しくなる。過去に、図書館でそういう面倒を見るはどうかと、そういうふうな話もありました。しかし、実現はしませんでした。そういうふうに高齢の障害者に対して、何らかの手伝い、手当て、思い、優しさなどがあるといいんじゃないかと常々思っているんですが、その辺、もし何かありましたら教えてください。

○障害者サービス調整担当課長

今、ご意見いただきました、高齢者の視覚障害のある方につきましては、その要介護度に応じた高齢者の介護保険のサービスと、障害者特有の同行援護のサービスの中で、どういうふうに組み合わせていくかというお話になるかと思います。例えばこの同行援護の中で、外出に関わるところや外出に関わらないところでも代読をしていただくとか、そういったサービスも踏まえて、どういうふうに組み合わせていくかというのを、やはり個別にご相談に乗らなければいけないところかなとは思っております。

具体的にどこが相談に乗れるかというのは、なかなか答えづらいところもありますが、それぞれの中で、例えば生活相談事業所さんとか、委員がおっしゃったように地域生活支援センターなどで、あとは練馬区内に4カ所ある総合福祉事務所の中の障害者支援係や高齢者支援係、あとはケアマネさんなどでご相談をさせていただくっていうような形になるかなと思います。

曖昧なお答えで申し訳ないですが、ご意見承りました。

○会長

近年は、住まいについてもキーボックス問題に代表されるように、巨視的になっていて、多くの問題を抱えていると思います。このような問題は、これから支援の在宅地域移行ということを言う以上は、避けて通れないことであり、知恵を出し合う話になるかと思いますので、よろしくお願ひします。

ここに出てている協議内容は、そのまま次の計画策定のため大事な素材であり、そういうことで専門部会が開催されております。先ほどのご説明から、専門部会は次期計画の大変大事な役割を果たし続けていただくという、そういうご提案がありましたのでぜひよろしくお願ひいたします。

その他に何かございますでしょうか。

○委員

少し宣伝になってしまって、大変恐縮でございますが、区報の話をしても大丈夫でしょうか。来月1日の区報に障害者週間を特集していただいておりますので、事務局さんからご説明をお願いしたいです。

○障害者施策推進課長

私のほうで、その他のところでご説明させていただこうかと思っておりました。委員のほうからお話しいただき、ありがとうございます。

今、委員からお話がありましたが、毎年12月1日号の区報では、障害者週間の特集記事というのを掲載してございます。今年については、オンラインで参加いただいている委員にやつていただいている、学校のほうのユニバーサルデザインの体験教室の様子を掲載させていただいております。1面に大きく委員のお写真などが、あとは子どもたちのお写真、あとちょっとまだできていないのであれですが、こんな感じで、大きく委員とか、子どもたちが真面目に、一生懸命にお話を聞いている様子とかを区報で1面で掲載してございます。また、見開きで生徒の感想などが載っている記事が載っていますので、ぜひご覧いただければと思います。

○会長

次に(4)日中サービス支援型グループホームについて、資料4-1、資料4-2が出ております。事務局から説明をお願いします。

○障害者施策推進課長

資料4の説明

○会長

ありがとうございます。何か、専門部会のほうで評価をしていただいたわけですが。何か補足はありますか。練馬区初めての日中支援型ということで、ぜひいい施設になりますように、育てていくというのはとても大事だと思います。

ただ今の説明につきまして、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

○委員

定員はあるのでしょうか。また、練馬区で初めてということですが、他の自治体で同様の施設はあるのでしょうか。

○障害者施策推進課長

2点ご質問いただきました。定員は20名というふうに伺っております。2点目、他の自治体での取組ということでございますけれども。こちらの法人さんは、都内ですと、他の市とか区とかで既に運営実績があると伺ってございます。ホームページとかで見ると結構な数の運営をしているというのは確認できましたので。そういうところからも、事前にお話なども、ヒアリングなども私どももさせていただいた次第でございます。以上でございます。

○会長

グループホームは多様なニーズに応じて、いろいろなものが出てきています。

やはり必要性と地域移行を考えるために大事なリソースになると思います。また、日中の支援の問題もあり、これからの大変な施設の一つかと認識しております。

その他に何かございますでしょうか。

○委員

今回、初めてこの日中サービス支援型グループホームが練馬で開設するということで、そこはすごくいいことであると思います。ただ、資料を見るといろいろな障害の方を受け入れるということを予定しているようなので、丁寧なアセスメントを心がけていただきたいです。実はうちにも今、他区の日中支援型のグループホームに入られたばかりの方がいらっしゃいまして、入る時のアセスメント、モニタリング、そういうところが不足していて、ミスマッチが起きている状況です。新たな施設についても、20人の方たちが暮らすわけですから、事前のところのアセスメント等というところは、見えづらいところだと思うので、そこを丁寧にするというところを、区のほうも何か指針というか指示ということができるといいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○障害者施策推進課長

おっしゃられたように、アセスメントは非常に重要だと思います。こちらの事業所さんのほうから、さまざまな障害種別の方を受け入れていただくというご提案をいただいております。我々としては非常にうれしいことだなと思いつつも、今おっしゃられたように、さまざまな方が、さまざまな特性、さまざまな過ごし方をされると思いますので、その方々に合った、しっかりとアセスメントというのは、どのサービスを利用する場合でもそうですが、非常に重要だと考えてございます。

利用に当たっては、当然福祉事務所とかも関わりますので、そういったところでの関わりもしっかりとさせていただきます。また、先ほど申し上げましたように、こちらの施設、今回の評価は、今後毎年やっていくというところもございますし、そこでのアセスメントの状況も確認していきます。あと、それ以外にこれも今年度から、地域連携推進会議という会議をグループホームで実施することになりました。これも国のほうで、これは日中サービス支援型に関わらずですが、地域の方を、外部の方の目を入れようという取組でございます。そこにも区の職員が必ず参加させていただいておりますので、そういったところでもお話を伺いながら、しっかりとアセスメントをし、サービスの質の確保ができるように取り組んでまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○会長

その他に何かございますでしょうか。

○委員

私もこの専門部会でお話を聞きました。非常にやっぱり密室化をするのが懸念でございます。先ほど、アセスメントの話が出ましたけど、ぜひ本人からのモニタリングをしっかりとやってもらいたいと思います。本人が、いや日中は、生活介護に行きたかったんだとか、日々によって違うかもしれません。やっぱりそういうところをしっかりとくみ取っていただかないと、その人のためには絶対ならないと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○障害者施策推進課長

ご意見ありがとうございます。アセスメント、モニタリングとお話しいただきました。資料のほうにも、法人向けの周知案という形で付けさせていただいておりますが、アセスメント、モニタリングについては記載させていただいております。こちらを事業者に渡す時には、ちゃんと、ただ送るだけじゃなくて、こういったご意見がありましたということも、しっかりと伝えさせていただくとともに、先ほど申しましたように、定時的な確認というのも区としても、皆さまのご協力もいただきながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、これで第一部は終了とさせていただきます。

【第2部 第4期第5回練馬区障害者差別解消支援地域協議会】

○会長

それでは、第4期第5回練馬区障害者差別解消支援地域協議会の議事を進めさせていただきます。(1) 区における障害を理由とする差別に関する相談および対応状況について、資料5が出ております。事務局より説明をお願いします。

○事務局（事業計画係長）

資料5の説明

○会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご意見ございましょうか。

○委員

質問ですが、1個目に窓口以外の件数が6件とありますが、これはどういう形ですか。

○事務局（事業計画係長）

ご質問ありがとうございます。窓口以外の対応というのは、障害者施策推進課と各総合福祉事務所、また各保健相談所以外の庁内の担当係のほうで受けた相談になっています。

○会長

昨今は、さまざまな形で、いろいろなところにご相談いただいて、情報として集まるという、そういう仕組みになっているということかと思います。よろしうございましょうか。

それでは、第7期第5回障害者地域自立支援協議会および第4期第5回障害者差別解消支援地域協議会を終了いたします。ありがとうございました。